

「つどいの広場わくわくにおける木育推進事業の備品購入に係る入札」についての質問回答

タイトル	仕様書のページや 該当箇所等	質問	回答
木材について	1 ページ 4- (2) -②、④	疵、ねじれ、割れ目等の欠点がない木材を使用すること。節については死に節や抜け節は除外すること。とあるが、県産材にはそういう材は少ないので、あった場合はちぎりやパテ埋め等の適切な補修を施し使用や強度に問題のない状態にすれば使用しても良いか？	節の補修が必要な木材の使用については、強度や風合いを損なわないように補修することを条件に認めることとします。具体的には、契約業者と調整の上、判断しますので、内容によっては承諾しないこともありますのでご了承下さい。